農地の無断転用は法律違反です。

農地の無断転用とは…

農地の無断転用とは、農地（登記上、田や畑である土地）を住宅用地や工事等の資材置場、駐車場など農地以外に使用（転用）する場合には手続きが必要ですが、この手続きをせずに転用することを言います。たとえ、一時的に農地以外の目的で使用する場合であっても、許可を得ずに使用したり、届出なしで使用した場合、無断転用となります。

農地を無断転用すると…

農地を無断転用した場合や、許可を得ても申請時の目的と異なる使用をした場合には、農地法の違反となり、当該農地を元に戻すよう「原状回復命令」が発せられことがあります。これに従わなかった場合、最高３年以下の懲役、または３百万円以下の罰金(法人は１億円以下の罰金)が課せられることがあります（農地法第64条）。また、行政代執行により原状回復した場合、これにかかった費用が請求される場合があります。

まずは、ご相談を…

農地を農地以外に使用するためには、農地法のほか、農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法などによる規制があります。まずは、農業委員会に相談してください。

■お問い合わせ　　富山市農業委員会事務局
電話　076-443-2129